

第50回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R4.9.28) 結果

令和4年9月30日をもって、埼玉県における BA.5対策強化宣言が終了することを受け、本市といたしましても10月1日以降、感染の再拡大を防ぎ、感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくため、以下のとおりの取扱いとします。

1 市主催事業及び市施設等の取扱いについて

(1) 市主催事業等の取扱い

【期 間】令和4年10月1日(土)から当面の間

市が主催・共催するイベント、行事(審議会などの会議を含む。)については、原則として、徹底した感染防止対策を講じることを条件に開催する。

※指定管理者に対しても、同様の対応を要請する。

(2) 市施設の取扱い

屋内施設及び屋外施設について

【期 間】令和4年10月1日(土)から当面の間

施設については、徹底した感染防止対策を講じるとともに、主催者などに対して感染防止対策の徹底を引き続き要請する。